

国の行政機関に利用を拡大する場合に必要なと考えるルール等について  
(イメージ案)

1. PIO-NET システムの目的について

- (1) 各地の消費生活センターの消費生活相談業務の支援のため。
- (2) 法執行への活用など行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため。
- (3) 国の消費者政策の企画・立案や国民への情報提供への活用のため。

2. PIO-NET システムの定義について

氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベース。

3. PIO-NET 端末を設置する行政機関の位置づけ

4. 利用者の範囲について

- (1) 当面、要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課などに原則配置。
- (2) 利用の範囲を特定の法執行に関わりのある職員に限定。

5. 行政機関で閲覧できる情報の範囲について

処理結果を除く原則すべての情報。

6. 必要と考えられる利用ルールについて

- (1) 公表に関するルール
  - 計数の公表については、原則運営主体である国民生活センターが行う。
  - 個別事例の公表については消費生活センターまで了解を得る。
- (2) 相談者まで遡及して照会する際のルール
  - 相談者への PIO-NET システムの目的の周知
  - 国の行政機関からの照会の手順。
  - 消費生活センターの業務負担への配慮に関する担保措置。
- (3) 情報の安全管理に関して必要なルール
- (4) 情報漏えいした場合における対応
- (5) 情報の活用状況の報告
- (6) 端末操作を行う職員の研修

以上